

26 ハラスメントの防止に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校学則第37条の規定により、ハラスメントのない健全で快適な学習環境および労働環境を維持するためにハラスメント防止及び排除について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程においてハラスメントとは、学校内外の教育活動の場において、他者に対する発言・行動が、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりして、教育環境及び労働環境を悪化させることをいう。

2 この規定において「学校」とは、当校だけでなく実習先や教科外活動等に伴う旅行先等を含むものとする。

3 この規程において「教職員・学生」とは、非常勤職員を含む当校に勤務する教職員及び在籍している学生をいう。

4 「ハラスメント」とは、類型に応じ次のとおりとする。

一 セクシュアルハラスメントとは、意に反する性的な言動により教職員・学生に不利益を受けさせること又は性的な言動により学習・労働環境を害し、看過できない支障を生じさせることをいう。

二 アカデミックハラスメントとは、教育上の上下関係や優位性を背景に必要な機材を使わせない、公平な評価や指導を行わない等の教職員の不適切な言動により学生の学習に支障を生じさせることをいう。

三 パワーハラスメントとは、教職員・学生等が自らの地位・権限または事実上の上下関係を不当に利用して、不適切な発言等を行うことにより他の教職員・学生等の向学意欲、労働意欲および教育環境を悪化させることをいう。

四 モラルハラスメントとは、言葉や態度、身振りや文書などによって、相手の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場や学校を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、学習・労働環境の雰囲気悪くさせることをいう。

五 その他のハラスメントとは、前3号のいずれの類型にも該当しないものの、不適切な言動により教職員・学生等の学習・労働環境を害し、看過できない支障を生じさせることをいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに関する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員・学生等の責務)

第4条 教職員・学生等は、自らの言動によりハラスメントを生じさせないように注意しなければならない。

2 教職員・学生等は、自らの周囲でハラスメントが生じている又は生ずるおそれがある場合には、適時適切に次条に定める相談窓口へ情報提供しなければならない。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談又は苦情に対応するため、相談窓口を設置し、原則として、次に掲げる教職員をハラスメント相談員（以下「相談員」という。）とする。

一 副校長（事務及び技術）

二 各学科長

三 各学年の担任業務を所掌している教員

2 相談員の任期は1年とし、年度初めに校長が指定する。ただし再任を妨げない。

(相談員の責務)

第6条 相談員は、相談又は苦情があった場合には、関連する行為などを含め幅広く内容を聴取し、事実関係の把握に努めるものとする。

2 相談員は、相談又は苦情があった場合には、必要に応じ、当校で学生相談業務を行う臨床心理士に助言を求めることができる。

3 相談員は、相談又は苦情があった場合には、速やかにハラスメント防止対策委員会に報告するとともに、事実確認の進め方や対処方針等について判断を仰ぐものとする。

4 相談員は、事実関係の把握のために必要と判断される場合には、相談者の同意を得て、当事者及び第三者からも聴取できるものとする。

5 相談員は、相談又は苦情に係る当事者に対する助言等により、適切かつ迅速に問題解決するよう努めなければならない。

6 相談員は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、発生するおそれがある場合についても、相談又は苦情に応じることができる。

7 相談員は、当事者からだけでなく、クラスメートや同僚など当事者以外の者からもハラスメントに係る相談又は苦情に応じることができる。

8 相談員は、相談のあったハラスメントに係る事実確認の状況等について、適時適切にハラスメント防止対策委員会に報告しなければならない。

9 相談又は苦情に対応するに当たり相談員が留意すべき事項については別に定める。

(プライバシーの保護)

第7条 相談員は、相談者をはじめ関係者のプライバシーの保護に特に注意するとともに、相談又は苦情を申し出たことを理由として、不利な取扱いを受けることがないように十分注意するものとする。

(ハラスメント防止対策委員会)

第8条 本校におけるハラスメントの防止のために、ハラスメント防止対策委員会を設置する。

2 ハラスメント防止対策委員会の委員は運営会議の構成員とし、校長を委員長とする。

3 委員会は委員長が必要と認めたときに開催し、委員長が議長となる。

4 委員会の任務は次の各号に定めるとおりとする。

(1) ハラスメントの防止に関する情報収集及び啓発活動

(2) ハラスメント相談員が相談者の同意を得て委員会に報告を行った場合の問題解決支援

(3) ハラスメントの再発防止、環境整備等に関する指導及び対策

(4) その他ハラスメントの防止に関し必要なこと

附 則

この規程は、令和3年8月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。